

企業を守る！人事労務体制の整備や社内教育の徹底を図りましょう！

最新の労働法改正への対応と 労使トラブル防止のための実務



～問題社員の実務対応・会社と従業員を守るための方法

★令和8年度、最新の労働法の改正点が理解できる ★社内体制をどう整備したら良いか理解できる
★法改正で環境が変わる中で、時代に即した就業規則や労働契約書等の作成ポイントがしっかりわかる！

講座内容

- 働き方改革の流れと労働法改正のおさらい
 - 令和8年度の労働法改正と注意点
 - ・同一労働同一賃金ガイドラインの見直し ・カスハラ・就活セクハラ対策の義務化 等
 - 労使トラブルを防止するための実務対応方法
 - ・問題社員を見抜くための採用面接のコツ ～質問のポイント～
 - ・問題社員に対する指導法 ・懲戒処分の方と就業規則の記載方法
 - ・退職させたい社員が出てしまった場合の対処法 ・指導書の出し方、実例 等
- ※問題社員・・・無断欠勤を繰り返し行っている社員、ハラスメントを行っている社員、業務命令に従わない社員等

働き方改革関連の法改正が進み、令和8年度も労働法関係の改正事項があります。このような労使関係の変化の中で、企業も社内体制を見直すなど環境を整備する必要があります。そこで本講座では、労働法改正のポイントと対応方法を学んでいただき、またそれに付随し増加傾向にある労使トラブル防止のための実務をわかりやすく解説いたします。ご参加をお待ちしております。

◆会場 オンライン形式

(視聴環境が整わない方は商工会にて
受講も可能となっております)

◆受講料 無料 (会員・非会員 問わず)

<お申し込み方法> ※申込締切：11月4日

下記申込欄に必要事項をご記入いただき、**FAX**または**mail**にてお申込みください。

お問い合わせ

柴田町商工会 TEL:0224-54-2207 mail: shibata_sci@office.miyagi-fsci.or.jp

11月11日(水) 14:00～16:00開催

※本講座は会場での受講とオンラインでの
ご参加も可能ですので、申込時に選択下さい

〈主催〉柴田町商工会
宮城県商工会連合会

講師

なかやま のぶお

中山 伸雄 氏

・社会保険労務士法人 Nice-One 代表
・社会保険労務士

大学卒業後 1 年間、新聞配達に住み込みアルバイトで浪人生活をしながら社会保険労務士の資格取得。生命保険会社にて営業職で 2 年、その後労務管理システム会社の営業職を 3 年経験の後、平成 20 年に社会保険労務士としてカネなし、コネなし、経験なしの状態から、独立開業。独立後にもアルバイトをしながら自己研さんを積み、初めて顧問先企業を獲得後、わずか 9 年で従業員数 17 名、顧問先数は 150 社を超える、埼玉県内では最大規模の大手事務所を作り上げ、また全国でもトップクラスの成長率を達成する。現在も、自ら現場中心の活動を継続し、年間延べ 300 件以上の労務コンサルティング実務、企業研修も主に顧問先向けに、年間 60 回以上をこなす。

11/11(水)開催 『最新の労働法改正への対応と労使トラブル防止のための実務』 受講申込書

柴田町商工会 行 ⇒ FAX:0224-55-5039 / mail: shibata_sci@office.miyagi-fsci.or.jp

事業所名	TEL	
所在地	メールアドレス	
受講者氏名(複数のご参加可能)		
参加方法(いずれかに☑をお願いします)		
☐ 商工会で受講 ☐ オンライン受講 (詳細は事務局より別途、連絡します)		

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。